

番号：130703

国名：カメルーン

担当：農村開発部乾燥畑作地帯第二課

案件名：熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト（農村社会・農家調査）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農村社会・農家調査
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年8月下旬から2013年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 2.67M/M、合計 3.17M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 5日 | 80日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：8月7日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：

| | |
|---------------------|-----|
| 1) 業務方針の的確性 | 6点 |
| 2) 業務方法の整合性、現実性等 | 12点 |
| 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 | 6点 |
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

| | |
|--|-----|
| 1) 類似業務 ^{注1)} の経験 | 40点 |
| 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域 ^{注2)} での業務経験 | 8点 |
| 3) 語学力 ^{注3)} | 16点 |
| 4) その他学位、資格等 | 16点 |
- (計100点)

注1) 類似業務：農業普及分野の農村社会・農家調査に係る各種業務

注2) 対象国／類似地域：カメルーン／アフリカ

注3) 語学の種類：英語または仏語（語学は認定書(写)を添付してください。）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病、入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明証)が必要です。

6. 業務の背景

カメルーンにおいて農業は基幹産業であり、就業人口の約6割（2001年）、GDPの

約 2 割(2009 年)を占めている。近年、コメの消費量増加(2008 年の推定で年間 25.7kg/人)の一方、国内生産は停滞し、コメ生産面積は 4.4 万 ha、生産量は 10 万 t (2007 年、平均収量 2.27 t/ha)にとどまる中、2007 年には 47 万 t 以上のコメが輸入されている。同国における主な農作物は、北部のミレット・ソルガム、中部から南部にかけてのトウモロコシ、南部のバナナ・イモ類であり、これらの作物が主食となっているが、近年、大都市圏を中心にコメの消費が急速に広まりつつあり、食糧安全保障の観点から、国内コメ生産の振興が急務となっている。

2008 年 10 月に実施された第 1 回「アフリカ稲作振興のための共同体 (“Coalition for African Rice Development”、以下 CARD)」本会合において、同国は第 1 グループ支援対象国に選定され、当該国の稲作振興戦略文書 (“National Rice Development”、以下 NRDS) も策定されている。CARD 対象国においては、それぞれの NRDS の下、コメ増産に向けた新たな取り組みを開始することが期待されており、JICA は CARD 取組みの推進に積極的に取り組んでいる。同国稲作分野への JICA 協力としては、2009 年 6 月、当該国コメセクターの現状の把握と当該分野への日本の協力方針策定を目的とした協力準備調査「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト詳細計画策定調査」が実施された。本調査の結果として、同国の灌漑稲作地帯である北部、及び西部の生産米の多くが国外に流出し、コメの大消費地である南部のヤウンデ・ドウアラといった大都市に供給されていないこと、南部の熱帯雨林地域は気候的に稲作栽培に適するものの開発が進んでいないこと等が明らかとなり、こうした背景から、同国南部における大都市へのコメ供給を目指した稲作振興の必要性が提言された。本提言を受けた同国政府は、首都ヤウンデのある中央州と隣接する東部州・南部州の 3 州における稲作(陸稲)振興を目的とした技術協力プロジェクトを我が国に対し要請し、2011 年 5 月より「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」(以下、本プロジェクト)が開始されることとなった。

本プロジェクトは、①陸稲栽培を普及するための陸稲品種と栽培技術の特定、②農業普及関係者、及びパイロット地域の中核農民への陸稲栽培研修、③研修を受けた農業普及関係者と中核農家による一般農家向け研修、④収穫後処理技術の改善に向けた活動を実施することにより、陸稲を栽培する農家数が増加することを目的とした 3 年間の技術協力プロジェクトである。2011 年 5 月のプロジェクト開始以降、3 名の長期専門家(チーフアドバイザー、研修/プロジェクト運営管理、稲作栽培)が派遣され、農業・農村開発省 (“Ministry of Agriculture and Rural Development”、以下 MINADER) をカウンターパート (C/P) とし、プロジェクト圃場での栽培実験、普及用種子生産、MINADER 普及関係者への研修、一般農家への陸稲栽培普及(種子配布を含む)に協力している。

2013 年 7 月現在、プロジェクト開始より 2 年を経過し、プロジェクトの終了時評価を間近に控え、これまでの陸稲栽培普及活動の成果の確認として、プロジェクトパイロットサイト(10 サイト)内の陸稲栽培実践の定着程度、陸稲栽培農家の増加数(これまでに約 4,300 農家に陸稲種子を配布)、新規に開始し陸稲栽培を継続実施している農家数の把握が課題となっている。プロジェクト自体でも普及員によるモニタリングを実施しているが、自家採取した種子等を使った栽培の継続の有無については把握しきれていないのが現状である。

本件専門家は、これまでのプロジェクトの活動内容、種子配布および栽培技術普及手法、対象地域稲作農民の営農形態や社会経済的状況を踏まえた上で、パイロットサイトで陸稲栽培を開始した農家の陸稲栽培状況の調査を企画・実施する。なお、調査の実施にあたっては、現地の NGO やコンサルタント等も活用する。また、その活動全

般を通じ、OJTによりプロジェクトC/Pに対する技術移転を行う。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、派遣中の長期専門家及び担当C/Pと協力の上、対象地域の稲作農民の営農、社会経済的状況を踏まえつつ、プロジェクトが支援した農家における陸稲作栽培の実施状況や稲作栽培実施の成功および阻害要因を明らかとする社会調査を設計・企画し、現地コンサルタントまたは現地NGOも活用し本調査を実施する。また、調査結果に基づき、今後の普及活動の効果効率性および継続農家数を高めることを目的としてプロジェクトと協議する。なお、これら活動全般を通じたOJTによりC/Pに対して技術移転を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2013年8月下旬～9月上旬）

- 1) 本プロジェクトに関する事前調査報告書、M/M、R/D、月報、半期報告書、中間評価レポート、その他既存の資料等を通して、プロジェクトの活動と計画の詳細、プロジェクトの活動実績等を把握する。
- 2) アフリカ地域の農業技術普及分野の社会調査に関する既存の事例を収集し、内容と課題を分析する。
- 3) 現地派遣期間の業務内容に関し、ワークプラン(和文・英文または仏文)を作成し、JICA農村開発部に提出し説明を行う。

(2) 現地派遣期間（2013年9月上旬～11月下旬）

- 1) 現地業務開始時に関係者（JICAカメルーン事務所、C/P、プロジェクト専門家）へワークプランの説明を行い、必要に応じて活動計画を修正する。また、適宜JICAカメルーン事務所および農村開発部へ報告する。
- 2) カメルーン国農業普及行政システムおよびプロジェクトの普及手法と活動実績を把握する。
 - ・ MINADERと陸稲栽培の現場普及活動において本プロジェクトと連携している世銀および国際農業開発基金出資の農業普及・研究支援プロジェクト（“National Agricultural Extension and Research Program”以下PNVRA）について、既存資料や関係者からの聞き取り等を基に、そのシステム概要とプロジェクトのパイロットサイトにおける実態を把握・分析する。
 - ・ プロジェクトの計画および活動、特にその陸稲栽培普及の手法を把握の上、これまでの普及活動の成果を整理・分析する。
- 3) 上記2)にて把握・分析された情報に基づき、プロジェクトの支援を受けた農家における陸稲栽培の実績、継続の有無、栽培実践の状況、および陸稲実践の促進および阻害要因を明らかにすることを目的とした社会調査を設計し、現地リソースの活用を前提とした実施計画を作成する。
- 4) 上記3)にて計画した社会調査を実施する。
 - ・ 社会調査の実施において活用すべき現地NGO等の組織を選定する。なお、調査実施に当たっては、プロジェクトの普及部分を担うAVZ（PNVRAの農業普及員）と共に調査を実施することを前提とする。
 - ・ 各サイトのAVZと連携しつつ、選定された組織による社会調査の実施を監督する。
 - ・ 選定された組織を指導し、調査結果の取りまとめを行い、調査報告書を作成する。

- ・調査結果を基に、今後のプロジェクトの陸稲栽培普及活動の効果効率の向上および継続栽培農家数の増加を目的とした協議をプロジェクトと行い、調査報告書に反映させる。収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- 5) 上記の活動全般の OJT を通し、C/P に対し、社会調査の企画・実施に係る技術移転を行う。
- 6) 上記活動をまとめた現地業務結果報告書（和文・英文または仏文）を JICA カメルーン事務所及び C/P 機関に提出する。

(3) 帰国後整理期間（2013 年 11 月下旬）

- 1) 現地業務結果を JICA 農村開発部に報告する。
- 2) 専門家業務完了報告書（和文）を完成させ、JICA カメルーン事務所の承認を得たうえで JICA 農村開発部へ提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所へ各 1 部）

英文または仏文 3 部（JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

英文または仏文 3 部（JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所、C/P 機関へ

各 1 部）

和文要約 2 部（JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所へ各 1 部）

(3) 専門家業務完了報告書

和文 2 部（JICA 農村開発部、カメルーン事務所）

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。また、現地派遣期間中は業務従事月報を作成し、JICA カメルーン事務所およびプロジェクト専門家に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。（見積を計上して下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地調査期間は2013年9月5日～2013年11月23日を想定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー（長期専門家）
- ・ 研修/プロジェクト運営管理（長期専門家）
- ・ 稲作栽培（長期専門家）

3) 便宜供与内容

当機構カメルーン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
希望があれば手配可能
- ② 宿舎手配
希望があれば手配可能
- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供
- ④ 通訳備上
必要に応じて通訳（英語⇔仏語）の提供
- ⑤ 現地日程のアレンジ
要相談、プロジェクトチームとの協議の上決定します。
- ⑥ 執務スペースの提供
必要に応じてプロジェクトの執務室の使用が可能

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部乾燥畑作地帯第二課（TEL:03-5226-8433）にて配布いたします。
 - ・ 事前調査報告書
 - ・ プロジェクトが作成した資料（月報、半期報告書、ポスター類の指導用資料など）
 - ・ 中間評価レポート
- 2) 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・ プロジェクト概要
<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000645/index.html>
 - ・ プロジェクト基本情報
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/5CA4F5CC3DA7CBDC492577BD0079E151?OpenDocument>

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- 2) カメルーン国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上